

令和7年8月からの居住費及び食費の負担額

【居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)】

令和7年8月利用分から、【】内の金額が80万円から80万9,000円に変わります。

利用者負担段階	所得状況※1		預貯金等の資産※2の状況	居住費				食費	
				ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護の受給者		単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金の受給者							
第2段階		前年の合計所得金額+年金収入額が【80万9,000円】以下の人		880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
		第3段階①	前年の合計所得金額+年金収入額が【80万9,000円】超120万円以下の人						
第3段階②			前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人		1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円
第4段階	住民税課税	世帯に住民税課税者がいる 本人住民税課税		2,066円					

()内の金額は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額となります。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む)の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。